

議案第52号

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。